播磨町見守りカメラの設置及び管理運用について(案)

本町では、自治会等の地域団体による防犯カメラの設置を促進し、地域の安全安心まちづくり活動を防犯設備面から支援することを目的に、防犯カメラ設置補助事業を実施してきました。また、町内に所在する駅周辺においても、犯罪の予防等を目的として必要に応じ、防犯カメラを設置してきました。

今回、新たに地域団体等による通学路の見守り活動を補完し、登下校時のみならず日常生活における子どもの安全確保の強化を図るため、町が通学路や主要なゴミステーション周辺等を中心に見守りカメラを設置し、町が維持管理を行うことで、地域における街頭犯罪等を未然に防止し、犯罪の起こりにくい安全・安心のまちづくりを進めてまいりたいと考えています。

1 見守りカメラとは

公共の場所(不特定多数の者が自由に通行し、又は利用する道路、公園、広場その他の屋外の場所)を継続的に撮影するため、町が学童の通学路や学校周辺等を中心に設置する撮影装置を見守りカメラといいます。

町の施設又は備品の管理を目的として設置されたものは含みません。

2 設置場所

- (1)小・中学校周辺および通学路 子どもの安全・安心を守ることを目的に設置。
- (2)主要なゴミステーション周辺 不法投棄の問題が地域からも多く声があるため設置。
- (3) その他必要と認められる場所 地域や警察から要望があった場合には、必要に応じて設置。 ※警察をはじめ、学校や地域の方々の協力を得ながら設置場所を決定します。

3 設置台数

町内全体で200台程度。

・試算方法

通学路周辺を一定の距離(約100m~200m)で試算。

4 設置及び管理運用の目的

町は、犯罪の抑止、事件等の早期解決その他住民生活の安全の確保を目的として、見守りカメラを設置し、撮影します。

- (1) **犯罪の抑止**(見守りカメラの設置を明示することによって、犯罪を抑止し、地域の防犯意識の向上を図ります。)
- (2) **事件等の早期解決**(撮影された画像個人情報を捜査機関に提供することで、事件等の早期解決に協力します。)

5 設置及び管理運用に係る基本的な考え方

見守りカメラの設置及び管理運用に際しては、次の内容を基本原則とします。

- (1) 見守りカメラの有効性が最大限に発揮されるように効果的に設置します。
- (2) 見守りカメラの設置及び管理運用に当たっては、運用規定を制定します。 ※プライバシーマスク等の物理的な方法で、個人情報の保護をすることは可能 ですが、(1)に記載のある「有効性が最大限に発揮されるように効果的に設置」 を考慮すると、物理的方法により個人情報の保護をすることは望ましくないと 考えています。
- (3) 住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、見守りカメラの設置及び管理運用に当たっては、関係する団体又は機関との連携を図ります。

6 見守りカメラの運用並びに画像データの取扱い及び開示

見守りカメラの運用並びに画像データの取扱い及び開示等については、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に対応します。

【画像個人情報の外部提供の例】

- (1) 刑事訴訟法等の法令に基づく場合
- (2) 住民の生命に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (3) 警察等の捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

7 運用状況の公表

毎年度、見守りカメラの運用状況(設置場所、設置台数、画像個人情報の外部提供件数など)を公表します。

